

雑報

埼玉県道路公社公告第二号

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の建設工事を次のとおり施行するので、同法第二十二條第一項の規定に基づき公告する。

令和二年一月二十四日

埼玉県道路公社理事長 大島 利彦

一 路線名

主要地方道越谷流山線

二 有料道路名

三郷流山橋有料道路

三 工事の区間

埼玉県三郷市前間百四十二番三から千葉県流山市三輪野山五丁目五十番十六まで

四 工事の種類

改築

五 工事開始の日

令和二年一月二十八日